

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 166

2021年9月25日発行 通巻No.177号

創刊2007年2月26日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆本会のコロナ対策◆

新型コロナ感染が世界中を覆い1年半が経過しました。その間本会としても感染拡大防止対策を講じてきました。今なお、9月30日までは緊急事態宣言下にあります。その後、解除されるかどうか現段階では不明ですが、10月以降もしばらくは、以下に記す感染対策を継続することが、9月度理事会(9月21日開催)で確認されました。その概要を以下に記しますので、皆さまのご理解、ご協力をお願い致します。

- 事務所オープン時間： 午前10時00分～午後3時00分
- 押印時間： 月曜日の午前10時00分～12:00。木曜日は中止。ただし、事情がある場合は、「押印依頼書」に必要事項を記入の上、該当書類と共に事務局ボックスに入れば、原則として、月、木に押印の上、各号のボックスに入れる。
- その他： ・事務所での会議はなるべく避け、利用の場合も原則5人以下とする。

(以上ですが、詳細は9月22日に会員の皆さんに発信したメールで確認してください)

(記：高原三平)



◆いきがい・助け合いサミット◆

本会とも深い繋がりのある「公益財団法人 さわやか福祉財団」主催の「いきがい・助け合いサミットin神奈川」が9月1日（水）2日（木）、パシフィコ横浜で開催されました。定員1,500名／オンライン視聴3,500名という大規模なイベントです。1日の全体シンポジウム、1日、2日にわたる34の分科会、2日最後の全体発表会というスケジュールで、本会からも会派遣・自主参加をふくめ約10名の会員が参加しました。

第19分科会「市民後見人による後見活動と生活支援活動はどう連携するのが望ましいか」に実際に会場に足を運んだ前理事・中越勝会員の記録を基に以下紹介します。

発言者：大森爾（東大名誉教授・厚労省成年後見制度利用促進専門家会議委員長）、梶野友樹（厚労省社会・援護局保護課長）、赤沼康弘（弁護士）、北村肇（(特非)地域共生政策自治体連携機構事務局次長）、小池信行（弁護士）、末永秀教（大阪市成年後見支援センター所長）

発言内容：約2時間に及ぶ討議内容のため、ごく一部を順不同・箇条書きで以下記します。

- ①市民後見人の活動が、地域共生社会の形成にとって貴重なものとなっている。
- ②支援者として相応しい人は、本人がしたい生活内容をよく知り、その実現に向けて適切に支援する人である。市民後見人は有力な担い手で、今後の地域共生社会を支える強力な人材である。
- ③大阪市では1人の市民後見人が1人の被後見人を担当し、複雑な法律関係や紛争がない事案を受任し、30分以内で訪問出来る距離を活動範囲とし月に3、4回訪問している。しかし市内の人間関係の破綻、町内会や子供会の解散などから人間関係が希薄となり市民後見人の登録が少なくなっている。
- ④現行の制度は財産管理を中心としたデスクワークを想定していて、現実に即していない。
- ⑤制度の複雑さ、家裁の承認がないと市民後見人になれない、行政との役割分担など制度の在り方や運用の本質的な検討が必要である。
- ⑥裁判所は安心して任せられる市民後見人を求めている。中核機関が進展して行けば今後は明るい。
- ⑦品川区の故・斎藤修一氏（前品川成年後見センター所長）は「市民後見人にはスーパー後見人がいて、下手な専門職よりも気をつく良くやる後見人がいる」と語っていた。

上記「生きがい・助け合いサミット」で多くの発言者が「人には、○動き○集まり○語り合う、自由があり、そこから物ごとは始まる」と言っていました。当たり前のことですが、それが難しい状況が続いています。悲観的にならず進んで行けたらと思う今日この頃です。 （編集 金城 清）